

四

三

—

の 十 条 事 省 ○

用 振 替 法 の 適

の法發号名
条律行称
項及の及
び根ひ
そ拠記

財務省告示第十六号
國債の發行等に關する省令（昭和五十七年大藏
令第三十号）第五条第十ー項及び政府資金調達
務取扱規則（平成十一年大藏省令第六号）第五
十一項の規定に基づき、平成三十一年四月二
日に發行した割引短期國債及び政府短期証券
發行条件等を次のとおり告示する。
令和元年五月十三日

六

イ
イ
發入価
札格行
發競
行爭額口
方募入価法入
札格決
發競定
行爭の

億いづ第一項十び財十は発四う億額
 六てき百項、三に政二、行十ち六面
 千は発三、同条特融億額し六、千金
 万、行十第条第別資円面た条特万額
 円額し七百第一会資、金割第別円で
 面た条三四項計金財額引一會一
 金政第十項、に法政で短項計兆
 額府一六、第関第法第七条第
 で短項条第九す九兆国規関一千
 九期の第九十る条四債定す三百
 百証規一十四法第
 九券定項五条律一
 十にに及条第第項
 九つ基び第二八並、七てき第一

五

込募各当も各
 み限國ての申
 の度債るか込
 応額市。らみ
 募の場その
 額範特のう
 を囲別応ち
 割内参募応
 りに加額募
 当お者を価
 ていご順格
 るてと次の
 。各の割高
 申応りい
 価一を場で
 格国定特あ
 競債め別つ
 争市る参て
 入場も加、
 札特の者財
 発別にご務
 行參よと大
 一加るに臣
 と者發応が
 い・行募各
 う第へ限國
 。I以度債
 非下額市

十二	口	イ	一	十	十	九	八	七	口
				發	振額最			払	
				替	低行争非者特国入価込			行争非者特国	
償行争非者特国入価發				額	入価・別債札格行			入価・別債	
還入価・別債札格行				替額	入価・別債札格			札格第參市	
期札格第參市發競價				單面	札格第參市發競			札格第參市	
限發競I加場行爭格日				位金	發競I加場行爭			發競I加場	
た令	九額五額	平す額の振		五	二三二一			面た条特	
だ和	厘面厘面	成るの記替		万	千千十兆			金割第別	
し二	金以金	三。整載法		円	円六七五			額引一會	
、年	額上額	十數又の			百万千			で短項計	
償四	百の百	一倍は規			三四三			三期のに	
還月	円そ円	一年の記定			十千百			千國規閥	
期二	にれに	四年金錄に			四円九			六債定す	
が十	つぞつ	月額はよ			億十七			百ににる	
銀日	きれき	二十に、る			千七			二つ基法	
行	百の百	よ最振			三億			十いづ律	
休	円応円	二る低替			百五			八てき第	
業	十募十	日も額口			十千			億は発四	
日	六価六	の面座			三七			円、行十	
に	錢格錢	と金簿			万百			額し六	

十
六
五
四
三

払 者 入 場 元 償
込 札 所 金 還
期 参 支 金
日 加 払 額

平 財 日 額 償 当
成 務 本 面 還 た
三 大 銀 金 金 る
十 臣 行 額 を と
一 か 百 支 き
年 ら 円 払 は
四 通 に う 、
月 知 つ 。 そ
二 を き の
十 受 百 翌 営
二 け た 円 業 日
日 た 者 に